

船舶事故調査報告書

平成26年6月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（岩）
発生日時	平成25年7月19日 03時30分ごろ
発生場所	長崎県五島市 <small>お</small> 男島 <small>たちがみ</small> 立神埼南方の岩 五島市所在の <small>め</small> 女島灯台から真方位047°7,200m付近 （概位 北緯32°02.1′ 東経128°24.3′）
事故調査の経過	平成26年2月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 36 <small>かいこう</small> 開考丸、11トン NS2-13830（漁船登録番号）、個人所有 14.98m (Lr) × 3.45m × 1.24m、FRP ディーゼル機関、404.53kW、平成元年10月10日 第292-46178号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月28日 免許証交付日 平成21年3月13日 （平成26年10月11日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船首部に破口及び亀裂
事故の経過	<p>本船は、船長ほか甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、船長が操舵室の椅子に腰を掛けて手動操舵に当たり、漁場に向け、約13ノットの速力で男島東岸沖から立神埼南方沖を南南西進した。</p> <p>船長は、右舷船首方の立神埼の南方に連なる岩（水上岩）を操舵室天井の右舷側の投光器（固定式）により、順次、照らして航行中、南端と思った岩から安全な距離を保って小刻みに右転を行い、投光器を消灯した直後の平成25年7月19日03時30分ごろ、本船が、南端の岩に衝突し、船首から約1mの所まで乗り揚げた。</p> <p>本船は、機関を後進として南端の岩から下りたが、船首の破口から浸水し、船首が沈み始め、船長が、甲板員Bに魚倉に積んでいた氷及び清水を海に捨てさせたところ、船首が浮き上がったので、破口に毛布を詰める応急処置を行い、魚倉内の浸水をビルジポンプで排出しな</p>

	がら、定係地である五島市大浜漁港に帰った。
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p> <p>月没時刻：01時39分</p>
その他の事項	<p>船長は、五島市男女群島付近で40年近く操業をしていたが、これまで、船体を大きく破損する事故を起こしたことはなかった。</p> <p>船長は、本事故後、南端の岩と‘南端から2つ目の岩’（以下「2つ目の岩」という。）の形状が似ており、夜間、投光器の灯火で見た場合は見分けがつかず、2つ目の岩を南端の岩と思っていたことが分かった。</p> <p>船長は、右舷側の投光器を取り付けた後、初めて使用し、岩の見え具合に気を取られ、レーダー及びGPSプロッターを使用していなかった。</p> <p>甲板員A及び甲板員Bは、操業の準備を終え、後部甲板に船尾方を向いて座っていたが、転倒しなかった。</p> <p>本船は、魚倉に氷を約3t、清水を約2t積んでいた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、立神埼南方沖を漁場に向けて航行中、船長が、投光器で照らした2つ目の岩を南端の岩と思い込んでいたことから、2つ目の岩を離すように右転していたところ、南端の岩へ向けて航行することとなり、南端の岩に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、レーダー及びGPSプロッターを使用していなかったが、これらを使用して船位及び進路の確認を行っていたら、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、立神埼南方沖を漁場に向けて航行中、船長が、投光器で照らした2つ目の岩を南端の岩と思い込んでいたため、2つ目の岩を離すように右転していたところ、南端の岩へ向けて航行することとなり、南端の岩に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣れた海域でも、夜間においては目視だけに頼らず、レーダーやGPSプロッターを使用して船位及び進路の確認を行うこと。